市川三郷町

市川三郷町第9期介護保険事業計画

高齢者福祉計画策定支援業務

仕様書

令和５年４月

市川三郷町　介護課

業務仕様書

**１.　業務の名称**

市川三郷町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

**２.　業務の目的**

国や県の動向、市川三郷町高齢者の状況等を的確に把握し、令和6年度から令和8年度の3年間において市川三郷町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、「市川三郷町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定をすることを目的とする。

**３.　業務の履行期間**

　　契約締結日の翌日から令和６年３月３１日まで

**４.　提出書類**

受託者は本業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

　　１）業務委託契約書又は請書

　　２）課税事業者・免税事業者届出書

　　３）着手届及び業務工程表

　　４）業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）

　　５）契約保証金の納付又は契約保証金免除申請書

　　６）受託者が保有すべき同種業務受託実績及び類似業務受託実績を証明する書類

　　７）JISQ27001（ISMS）もしくはJISQ15001（Ｐマーク）の取得を証明する認定証の写し

８）その他必要書類

**５.　配置技術者等**

　　本業務において、専門的な立場で高齢者福祉・介護保険施策について提言をすることができる業務責任者及び業務担当者を配置するものとする。

また本業務では、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報等を収集し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、受託者は、市川三郷町と同等規模以上の自治体の次に掲げる業務の受託実績を有することとする。

同種業務１＝老人福祉計画及び第１期～第８期介護保険事業計画策定支援業務

同種業務２＝障害者計画及び第１期～第６期障害福祉計画策定支援業務

同種業務３＝地域福祉計画策定支援業務

同種業務４＝健康増進計画策定業務

類似業務１＝総合計画策定業務

類似業務２＝地方創生人口ビジョン・総合戦略策定支援業務

なお、本業務の着手前に上記実績を証明する書面（発注自治体名など）市川三郷町に提出する。※実績の証明として契約書の写しの提出を求める場合がある。

**６.　貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制**

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくはJISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされており、かつ、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を発注者に提出するものとする。

**７.　打合せ協議等**

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、受託者は月１回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

**８.　完了検査**

受託者は、業務実施成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

**９.　納品**

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

**10.　秘密の保持**

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

**11.　著作権の帰属**

本業務で作成された計画書等のデータの著作権については発注者に帰属するものとする。

**12.　納入場所**

本業務の納入場所は市川三郷町とする。

**13.　委託業務の内容**

（１）給付実績集計・分析の実施

市川三郷町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システム

よるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。（介護予防・日常生活支援総合事業含む。）

（２）計画目標量の設定

第９期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第９期介護保険料の設定支援を行う。

（３）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

　　　　現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとり

まとめを行い、評価を行う。

（４）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果また上位計画、関連計画に基づく施策の影響等を踏まえて第９期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（５）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを市川三郷町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（６）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（４回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事要旨作成等の支援を行う。

（７）介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

　　　　市川三郷町における介護・高齢者福祉施策を検討する際の資料とするため、他自治体

の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するた

め、当該団体の人口の基本情報はもとより、担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条

例名などの先進事例を提供すること。

（８）法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定する上でも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、高齢者保健福祉・介護保険に関する分野及び市川三郷町が把握しておくべき分野を網羅することとする。

また法改正により、その改正箇所が引用される当町の例規の条項を随時指摘し、改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

（９）全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の納品

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。要約版の納品は会議開催後２週間以内とする。

**14．成果品**

1. 第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画　計画書

（A4版/100頁程度/本文一色刷り/表紙レザック/200部及びデータ一式・ホームページ掲載用データ）

1. 第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画　概要版

（A4版/8頁/オールカラー/中綴じ製本/500部及びデータ一式）

1. 先進事例提供資料（データ納品）

※本仕様書内、14．委託業務の内容(7)に記載事項項目の納品を必須とする。

1. 法律や制度などの動向資料（データ納品）

※本仕様書内、14．委託業務の内容(8)に記載事項項目の納品を必須とする。

1. 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議要約版（データ納品）

※本仕様書内、14．委託業務の内容(9)に記載事項項目の納品を必須とする。

　⑥　その他市川三郷町が必要とする報告資料、関係データ一式

**15．その他**

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化し

た場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。